平成３０年（フ）第２６０号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－９－503
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６２号
埼玉県川越市砂新田３丁目13番地19
債務者　杉森　智美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８２号
埼玉県入間市大字小谷田1390番地　池ノ下６－304
債務者　吉田　芳生
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５５号
静岡県伊東市馬場町２丁目４番１号
債務者　森　　博之
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第７６号
岡山県倉敷市玉島乙島7022番地３　ボナールⅡ棟Ⅱ101、前住所岡山市南区福島２丁目１番26－４号　コーポ正本101
債務者　岸本優里菜
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第７６７号
札幌市白石区中央２条６丁目13番11号　平コーポ301号
債務者　多田志央理
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０８号
札幌市中央区南２条東５丁目７番地１　シャルム大通東403号
債務者　河野　直子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０８号
釧路市住之江町10番３号
債務者　千葉　智史
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７２号
北海道河西郡芽室町東１条２丁目９番地３芽室センターシティー605号室
債務者　工藤真知子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１２５号
盛岡市山岸４丁目14番42号
債務者　吉田　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４０４号
埼玉県川口市戸塚東１丁目26番５号　クレフラスト東川口Ａ103、旧住所千葉県船橋市前原西７丁目３番５号　フラットスリーＢ棟201号
債務者　髙木　達也
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５５２号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町47番地９　丸ヶ崎寮103号、旧住所埼玉県草加市松原５丁目５番１－401号
債務者　平野喜久夫
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６３６号
さいたま市岩槻区仲町２丁目11番10号　コーポ城町Ｂ棟205号室
債務者　前田　　泉
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６５５号
埼玉県新座市北野１丁目３番６号
債務者　笠倉　彩乃
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６７２号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　嶋﨑　　朗
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
埼玉県富士見市上沢３丁目12番６号　サンライズ上沢206
債務者　佐久間久嗣
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４８号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形111番地　セントラルビレッジ303
債務者　清水　滋子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部